

神奈川最賃千円裁判傍聴記（七）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

選挙で選出された代議員が、多数決で事を決めることだけが民主主義ではない。1960年安保闘争の高揚にくデモは暴力 議会に任せよ>と水をかけた在京新聞七社共同宣言（1960.6.17）は、反民主主義の行為であり、その仕掛けの先頭に立った朝日新聞に対しては、以降、触るのも見るのも不愉快という心情で私は来ている。街頭に出て国民住民が直接に意志表明（マニフェスタシオン—英語日本語でいう街頭デモ=示威行進を表現する仏語）を行うのは民主主義の不可欠の要素なのだ。議会主義に添えて民主主義の実効性を確保すべき手段は、デモ以外にもいろいろある。三権分立もその一つだ。社会主義建設のために政権掌握した共産党が資本主義を復活させることで生産力発展を成し遂げようとしている現代中国では、コントロールしようとする資本主義が暴走して政権崩壊に至ることを警戒して近代民主主義の諸原理が制限されている。司法の独立の侵害あるいは行政の司法支配もその制限の一局面である。われわれはそれを批判するが、ヒトごとではないという気持ちを私は強く持つ。

日本国憲法九条違反の在日米軍と自衛隊=日本軍を、司法は結局容認してきている。約20件の原発差し止め請求訴訟では、志賀原発2号機差し止め請求を容れた金沢地裁判決（2006年3月 井戸謙一裁判長）を例外として、全て請求棄却であった。高尾山中腹にトンネルを開ける圏央道工事の差し止め請求訴訟三件で「地裁、高裁、最高裁から言い渡された判決の数は合計で八つに及んだ。しかし「行政裁量」の壁が大きな壁となって、原告の請求を阻んだために、判決はいずれも原告の敗訴に終わった」（鈴木堯博「高尾山天狗裁判—「行政裁量」の壁との闘い」『世界』12年10月号）のである。こうした歴史からすれば、厚労省相手の行政訴訟で我々が勝つのは容易でない。しかしそれでも勝って経済民主主義の獲得陣地を広げねばならない。

戦後ほぼ一貫永続してきた保守=右翼政権下での行政=権力に対しては、大資本=金力に対してと同じく、裁判官は弱い。権力金力の横暴な人権侵害が司法制度=裁判所で救済されるには、日本国憲法の謳う論理を理性的にも感性的にも裁判官たちにアピールする法廷闘争、そして世論が圧倒的に裁判所を包囲する国民的大衆闘争が必要だ。わが神奈川最賃裁判でも、ことは当然同じである—と考へながら、10月15日、第七回裁判傍聴のため日本大通りの横浜地裁に向かった。抽選開始の11:10、用意された傍聴席が83席で、並んだ傍聴者が90名、遅刻で抽選権から外れた人を含めて100名近くが結集。幸い当選の私は傍聴83名の一人となった。

前回傍聴記に書いたように存在する傍聴席は84。なのに何故83?との疑念は、後日(10月18日)の最賃裁判サポーター会議で与えられた情報で「被告国側の要求で特別傍聴席1を用意したため」と一応わかった。しかし、その傍聴人はどういう人物だったのだろうか。原子力規制委員会の事務局=規制庁に公安警備警察の幹部が配置され、また委員会の傍聴者監視のために麻布署公安警察が会場に入るといふ報道が既にあったので、厚労省も公安警察を呼んだのかと思いましたが、そうではなくて厚労省の幹部が担当の一線職員かが、いよいよ本番の闘い始まりと決めて傍聴したのだろう。

さて今回裁判の内容であるが、まずは恒例の原告陳述がなされた。今回陳述を行ったのは、「今年の春に高校を卒業したばかりの18歳」との自己紹介から始めて、緊張感一杯だがきちんと話し通した青年である。小学生時の親の離婚、母子世帯での母親の必死の勤労、水道停止にも至る苦しい家計、進学断念、懸命の高卒就職活動にもかかわらず正社員不採用の連続、最賃金額でのアルバイト就労継続の不安—と切々と続けて「裁判所には、どうか僕たちのような時給労働者の現状を理解していただき、最低賃金を引き上げてほしいです」と結んだ陳述であ

った。この陳述を、離婚率増加（結婚件数対比の離婚件数は戦後 1970 年までの約 1 割が 2000 年以降は 4 割近くとなる推移）、高卒就職難（春の就職率は 9 割台だが、正社員採用とみなせる前年秋時点の内定率は 07 - 09 年で約 5 割、10-12 年では約 4 割が近年状況）の一般情勢を念頭に置いて聴けば、この事例は特殊例ではなくて現代日本の典型例の一つなのだ。

この原告陳述に続いて、前回裁判に提出された「被告準備書面（4）」（以下 α と略称）を徹底批判する「原告準備書面（6）」（以下 β と略称）の田淵弁護士による要約口述が行われた。 α の最大特徴は、原告が「五つのインチキ」として批判する点について、積極的に正当性真理性を主張対論することがなく、中央最賃審議会公益委員の見解がそのまま採用された経緯が、ただ述べられているのみだということである。その経緯が如何におかしなものかは、 β が α における国の主張の概要として紹介する以下の一文が明示している。—「このように最低賃金と生活保護とを比較する計算方法について、(労使の)主張が一致を見ることは無かったことから、公益委員は法 9 条 3 項の趣旨目的と労使双方の主張を勘案して（勤労者控除を含めないなど）すなわち、使用者側の主張に沿う形で計算方法を決定した」。労使双方の主張を勘案して使用者側の主張の計算方法を採用した!! 使用者意見がつまり公益?! β の α 概要の仕方が悪いのではない、 α にはそう書いてあるのだ。原告弁護団の痛烈な皮肉が感ぜられる。裁判官は平然と読み流すのだろうか。

生活保護法（1950 年）が憲法 25 条理念を明示して「最低限度の生活を保障する」と規定してきたのに比して、業者間協定＝賃金買い手カルテルを最賃制とする「ニセ最賃」として出立したわが最賃法（1959 年）は、9 条 3 項「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮する」の新設挿入(07 年 11 月改正成立 08 年 7 月施行)によって漸く憲法 25 条と明示的にリンクすることになった。だのに、 α によれば前回裁判傍聴記で私が紹介したように「最低限の生活水準とは、まずは衣食住について考慮すべき」として「健康で文化的」要素を排除した使用者側計算方法を採用したのである。これでどうして「公益委員が法 9 条 3 項を勘案した」ことになるのか?!

私の考えでは、最賃金額決定に考慮すべき要因として「地域の労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支払能力」を並列して挙げる改正法 9 条 2 項は、59 年ニセ最賃法の 3 条を継承するもので、間違っており削除すべきものだ。しかし、9 条 2 項は違憲で無効と法廷で争うのは容易でない。 β は、9 条 3 項に基づいて、健康で文化的な生活限度をきちんと計測した上で、その即時実現を制約する条件を具体的に検討せよと主張している。事業支払能力を「行政裁量」で恣意的に考慮するのは不当だとの主張である。そういう法解釈は穏当で正当だ。

原告被告弁護士間に、法廷現場での鋭い応酬が無くて経過してきたこの裁判で、今回注目されたのは、原告弁護士田淵さん口述の始めの前と終りの後に被告弁護士から「準備書面に書いていないことをしゃべるな」「反論するが提示された論点以外になお今後提起されることがあるのか」との不可解な発言があったことだ。この発言は、田淵さんから「今の段階ではこれら限りだ」と至極当然の応答があって収められたが、何を目的としたものか。今回裁判の最後、次回裁判日程を決定(13 年 1 月 21 日)する裁判官訴訟指揮の経過で、国=被告側が<最賃法 9 条 2 項・3 項の解釈、最賃金額の計算方法・決定プロセスについて本格的反論をしたいので二ヶ月余裕をくれ>と述べたことからすれば、その反論執筆担当者が技術的に原告主張を限定したい気持からの発言だったのか。(2012 年 11 月 7 日)

(追補：11 月に入って神奈川労連計算の「正しい」生保基準—地域最賃比較 2012 年版を入手した。厚労省計算では、生保より最賃が低いのは 6 道府県だが、神奈川労連計算では 47 全都道府県が生保以下の最賃で、うち 24 が 500 円台のギャップ、残り 23 も 400 円台の大差だ。)